

閣下第一〇號

案起

昭和二十三年四月十三日

決定

昭和二十三年四月十三日

施行

昭和二十三年四月十三日

内閣總理大臣

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣事務官

案

昭和二十三年四月十三日

内閣官房長官

各省次官

法務總長官房長

宮内府次長

賣敷局總裁

存簿情報局長

経済安定本部総務長官  
物價廳長官

行政調査部総務部長

建設院総務長官

建設院事務官

建設院事務官

特別調査部副総裁

新聞出版用紙割当事務局長

統計委員会事務局長

中央公職適否審査委員会事務局長

公職資格試験審査委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

中央行政監察委員会事務局長

総理府行政監察委員会事務局長

免(公選)

臨時人事委員会事務局長  
中央実業救助対策協議会事務局長  
全国送奉管理委員会事務局長  
災害救済委員会事務局長  
財政局係員審査委員会事務局長  
財政局係員再審査委員会事務局長  
國子監事務官

夏時節採用に関する件  
標記の件は、別紙のとおり、閣議決定  
命はなして通知します。

案(三)

昭和二十三年一月十三日

内閣

同文

總理 總務課長  
 人事課長  
 監査課長  
 自派課長  
 會計課長  
 同 審議室 總理秘書官  
 總理 秘書官  
 同 會計局長

町 町官房  
 内閣 内閣事務官

宛 (各通)

安本  
 (三)

内

閣

昭和三十三年四月廿五日

内閣官房長官

衆議院議長  
最高裁判所長官  
合計検査院長  
免(各通)

夏時間採用に関する件

標記の件は、別紙の通り閣議決定しました  
から、貴府の所へ通知します。

命にまづて

内閣

閣下第一〇〇号

昭和四年四月十三日

上奏昭和四年四月十三日 公布昭和四年四月十三日

内閣総理大臣

*[Signature]*

内閣官房長官

内閣官房次長

内閣事務官

西園寺大臣

*[Signature]*

菅原國務大臣

*[Signature]*

北村國務大臣

*[Signature]*

永江國務大臣

*[Signature]*

一橋大臣

*[Signature]*

鈴木國務大臣

*[Signature]*

岡田國務大臣

*[Signature]*

野清國務大臣

*[Signature]*

水谷國務大臣

栗栖國務大臣

*[Signature]*

加藤國務大臣

*[Signature]*

船田國務大臣

*[Signature]*

森戸國務大臣

竹田國務大臣

*[Signature]*

富吉國務大臣

*[Signature]*

別紙

復

申先節續時間採用に關する件

右閣議に供する

58.2.4  
国立公文書館

秘

日光節約時間採用に因する件 (閣議決定案)

(昭三三四一三 総案)

日光節約時間制度のもたらす各級の利益、特に現在の電力事情に與ふる好影響に鑑み、左の要領により、これを採用することを内容とする法律案を國會に提出するものとする。

- 一 実施期日の目途を本年五月一日(土曜日)におき、節電の準備を右時日迄に完了するよう措置すること。
- 二 切替時刻は、切替に伴う調整の範囲を最少数限度ですまふことが出来るよう、五月一日午後十二時を予定すること。
- 三 現行標準時はそのまま存置し、五月一日午後十二時(二四〇〇)を五月二日午前一時(〇一〇〇)とする方法によること。
- 四 毎年における本制度採用の始期及び終期は、一應四月才一土曜日(九月才)ニ土曜日を予定すること。従つて本年及において標準時に復帰する時期は、九月才一日(土曜日)夜半を予定すること。

五 本制度採用に伴う左の各項に関する調整については、それ次第所定の法的措置を講ずること。

(一) 法定期間計算に関する事項

(二) 天文台の発する報時に関する事項

(三) 列車運行表に関する事項

(四) 管内時間計算及び右に対する給與に関する事項

本制度採用各機関における標準時刻は、本制度採用による標準時刻を以て標準時刻とし、それと異なる標準時刻を以て標準時刻とすこと。

六 標準時刻と区別するため、本制度による「時」を「標準時(假稱)」と稱すること。

閣内第一二四号

昭和三十五年四月十八日  
閣内第一二四号  
昭和三十五年四月十八日  
昭和三十五年四月十八日  
昭和三十五年四月十八日

内閣総理大臣

*(Signature)*

内閣官房長官

内閣事務官

内閣官房次長

西尾 啓	菅 野	北村 功	永江 隆
一松 誠	鈴木 義	岡田 豊	野澤 隆
水谷 正	栗田 正	加藤 正	藤田 正
森田 正	竹田 正	宮内 正	

別紙衆議院議長奏上の夏時刻法